

平成 25 年度

新潟県の歯・口腔の健康づくり施策の  
実施状況

平成 27 年 2 月

新 潟 県



新潟県歯科保健推進条例（平成20年7月22日新潟県  
条例第32号）第14条の規定に基づき、平成25年度の歯・  
口腔の健康づくりの推進に関し講じた施策等の実施状況  
について公表します。

平成27年2月

新潟県知事 泉田裕彦

新潟県教育長 高井盛雄

# 目 次

I	総論	
1	根拠等	.....2
2	現状と課題	.....2
3	取組の方向性	.....3
4	県歯科保健事業の体系（平成 25 年度）	.....4
II	各論（ライフステージ毎の現状と取組）	
1	幼児・学童期	.....6
	【現状と課題】	
	（1） 歯科疾患の状況	
	（2） 市町村、学校等における取組状況	
	【県の取組状況】	
	（1） 学校等におけるフッ化物洗口の推進	
	（2） 学校における歯科保健教育等の充実	
2	成人・高齢期	.....15
	【現状と課題】	
	（1） 歯科疾患等の状況	
	（2） 市町村の取組状況	
	【県の取組状況】	
	（1） 市町村等における成人歯科健診の取組促進	
	（2） 介護予防事業における口腔機能向上の取組促進	
3	要介護者・障害者	.....20
	【現状と課題】	
	【県の取組状況】	
	（1） 在宅歯科診療、口腔ケアの推進	
	（2） 障害者の歯科保健医療の推進	
4	基盤整備	.....24
	【県の取組状況】	
	（1） 推進体制	
	（2） 調査研究	
	（3） 市町村支援	
	（4） 普及啓発等	
	新潟県歯科保健推進条例	.....28

# I 総論

## 1 根拠等

- 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）及び新潟県歯科保健推進条例（平成 20 年 7 月 22 日新潟県条例第 32 号）に基づき、県は、歯科保健計画を定め、生涯切れ目のない歯科保健対策を推進する。
- 県は、条例に基づき、市町村歯科保健計画の策定を支援し、県民への歯科保健サービスの充実を図る。

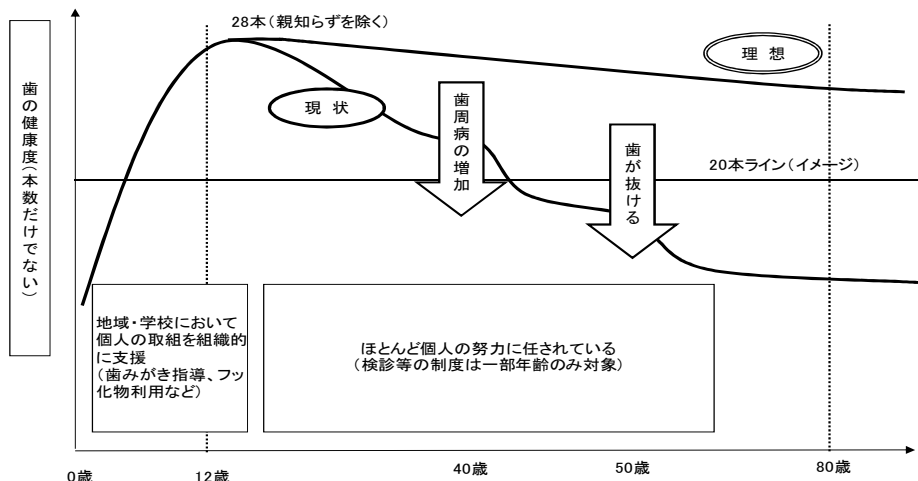
<計画>

- ・ 県歯科保健医療計画（法第 13 条、条例第 9 条）
  - 第一次：むし歯半減 10 か年運動（昭和 56 年度～）
  - 第二次：ヘルシースマイル 2000 プラン（平成 3 年度～）
  - 第三次：ヘルシースマイル 21（平成 13 年度～）
- ・ 市町村歯科保健計画（条例第 10 条、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（法第 12 条））

## 2 現状と課題

- ・ 12 歳児の平均むし歯数は全国最少だが、地域較差が大きい。
- ・ 8020 達成者は約 3 割であり、高齢者で多くの歯が失われている。
- ・ 事業所や市町村における成人歯科健診の取組が進んでいない。
- ・ 定期的に歯科医院を受診している県民は 1 割程度である。
- ・ 要介護高齢者や障害者が必要な歯科治療や口腔ケアを受けておらず、歯・口腔に問題を抱えていることが多い。

### 生涯を通じた歯の健康度の変化(イメージ)



< 県民の歯科保健の現状（抜粋） >

	H11	H16	H20	H23	目標 (H28)	全国値 (H23)
80歳で20本以上の歯を保つ人の割合	23.0%	26.6%	34.4%	29.3%	35%	38.3%
12歳児（中学1年）の一人平均むし歯数	1.8本	1.14本	0.88本	0.55本 (H25)	0.5本	1.05本 (H25)
歯間部清掃用具（歯間ブラシ等）を使用している人の割合	19%	35.6%	35.5%	31.4%	37%	20.3% (H22) <small>※歯間ブラシのみ</small>
学校等で集団フッ化物洗口を行っている子どもの割合	28%	32.0%	36.8%	46.7% (H25)	50%	7.0% (H24)
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合	4%	7.8%	13.8%	13.5%	18%	—

### 3 取組の方向性

#### ア 幼児・学童期

- ・ 学校等におけるフッ化物洗口の推進
- ・ 学校における歯科保健教育等の充実

#### イ 成人期・高齢期

- ・ 市町村等における成人歯科健診の取組促進
- ・ 介護予防事業における口腔機能向上の取組促進

#### ウ 要介護者・障害者

- ・ 在宅歯科診療、口腔ケアの推進
- ・ 障害者の歯科保健医療の推進

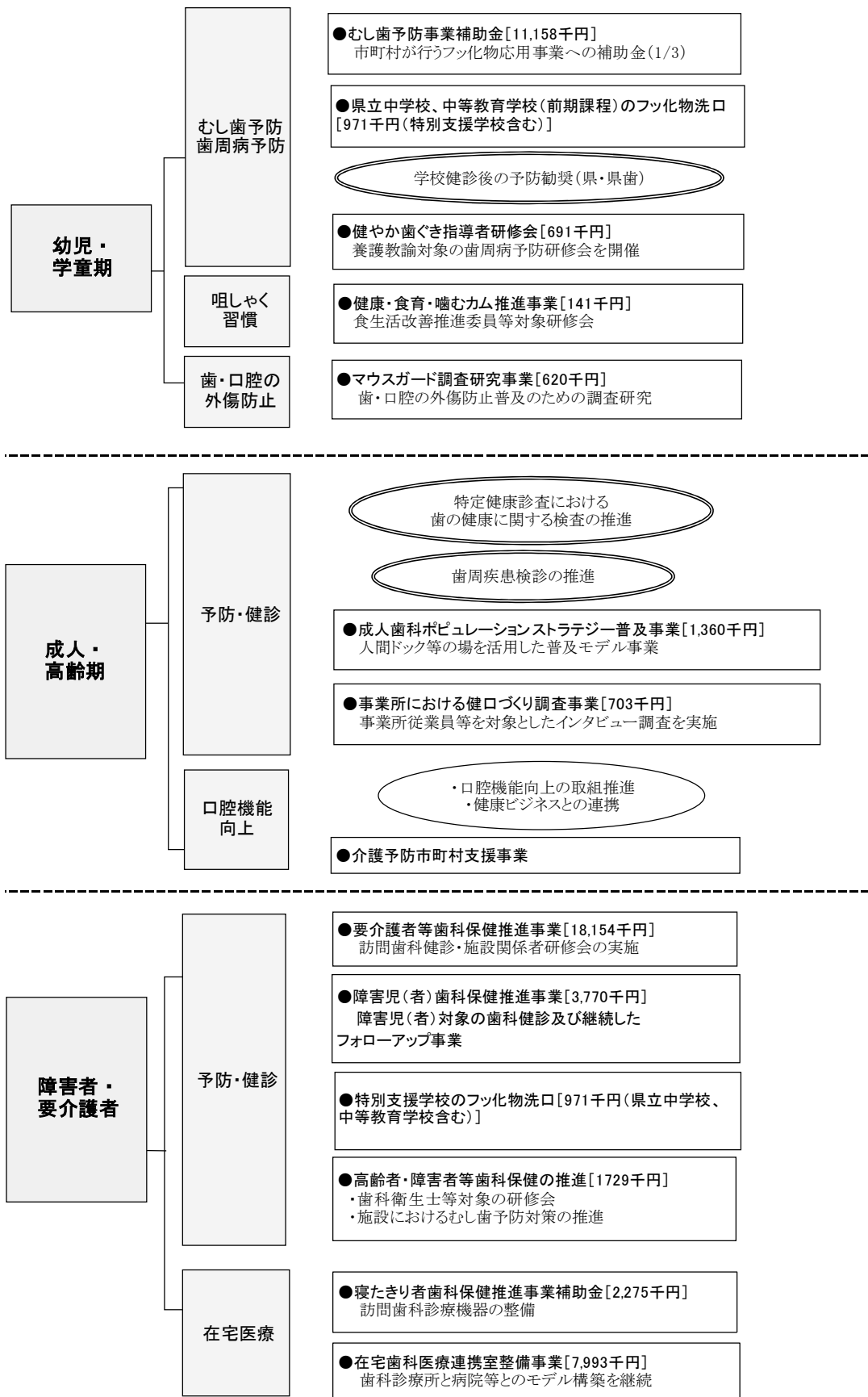
#### エ 基盤整備

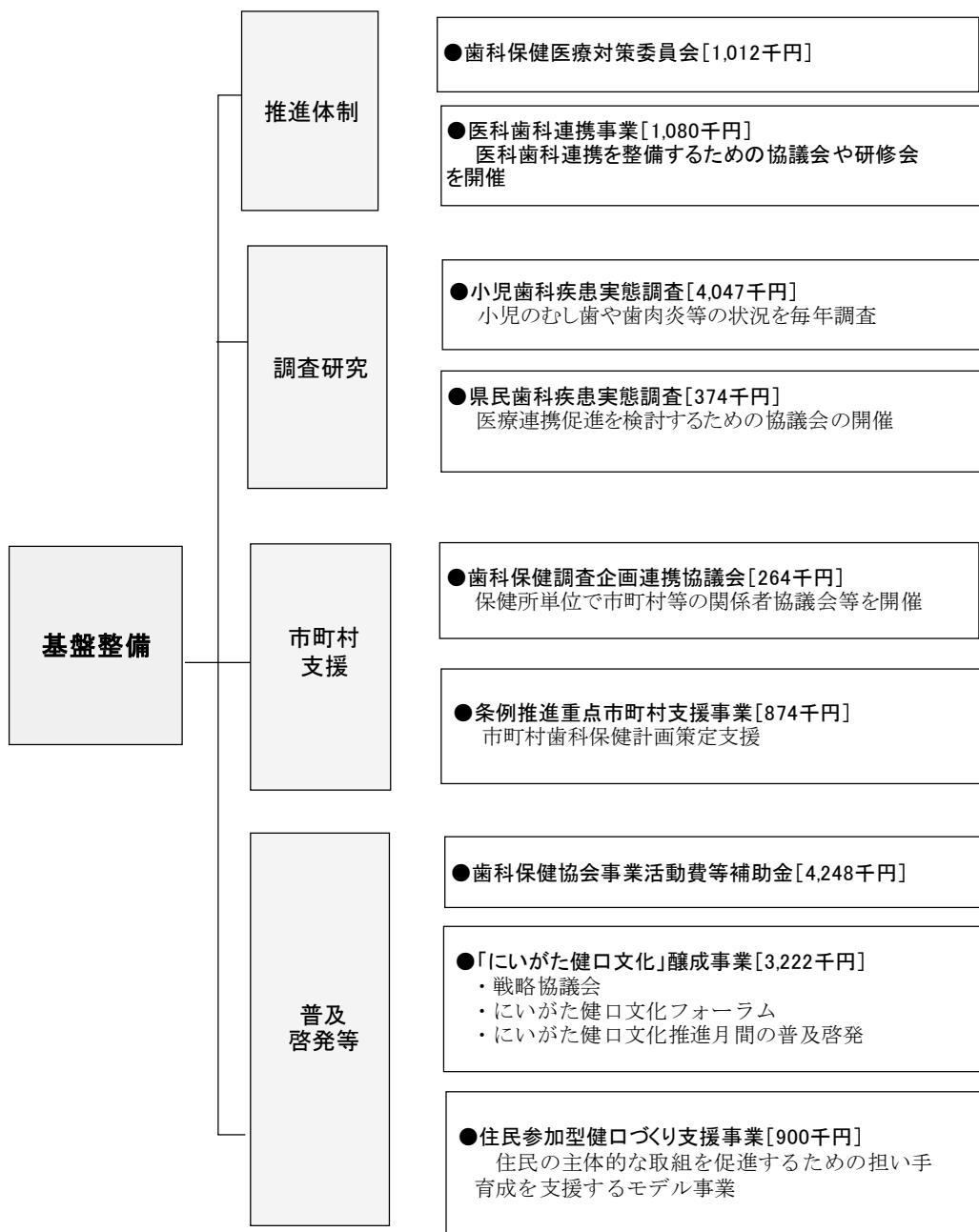
- ・ 市町村歯科保健計画の策定を支援
- ・ 「にいがた健口文化推進月間」の推進

< 市町村歯科保健計画の策定状況（策定済は 25 市町村 / 30 H26.3 末現在） >

策定済(5)	新発田市、阿賀野市、五泉市、長岡市、新潟市
条例制定後に策定(20)	見附市、聖籠町、関川村、胎内市、佐渡市、出雲崎町、粟島浦村、十日町市、小千谷市、南魚沼市、津南町、弥彦村、加茂市、三条市、柏崎市、上越市、妙高市、湯沢町、魚沼市、村上市
策定中(1)	糸魚川市
策定予定(1)	刈羽村

## 4 県歯科保健事業の体系（平成 25 年度）







## Ⅱ 各論（ライフステージ毎の現状と取組）

### 1 幼児・学童期

#### 現状と課題

##### (1) 歯科疾患の状況

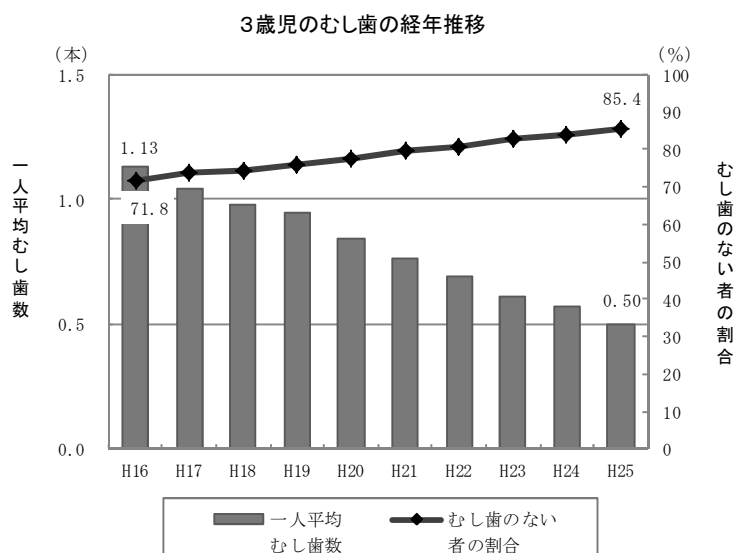
##### ① 子どものむし歯の状況

##### 【3歳児（乳歯）】

毎年、一人平均むし歯数は減少し、むし歯のない児の割合は増加しており、平成25年度は、それぞれ0.50本、85.4%であった。

年度	一人平均 むし歯数	むし歯のない 者の割合
H16	1.13	71.8
H17	1.04	73.9
H18	0.98	74.2
H19	0.95	75.7
H20	0.84	77.2
H21	0.76	79.4
H22	0.69	80.8
H23	0.61	82.8
H24	0.57	83.8
H25	0.50	85.4

※ 3歳児歯科健康診査結果  
(母子保健事業報告)

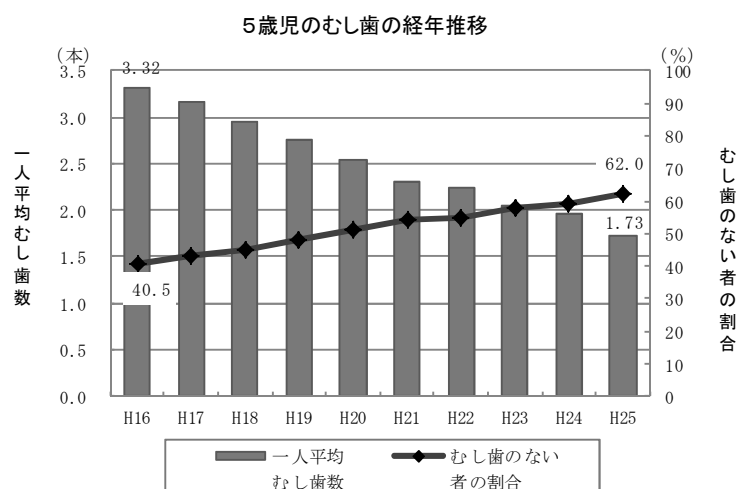


## 【5歳児（乳歯）】

毎年、一人平均むし歯数は減少し、むし歯のない児の割合は増加しており、平成25年度は、それぞれ1.73本、62.0%であった。

3歳児に比べ平均むし歯数が3倍以上であり、この間のむし歯の増加が課題である。

年度	一人平均むし歯数	むし歯のない者の割合
H16	3.32	40.5
H17	3.17	43.1
H18	2.95	45.1
H19	2.75	47.9
H20	2.54	51.0
H21	2.31	53.9
H22	2.24	55.1
H23	2.05	58.1
H24	1.97	58.9
H25	1.73	62.0

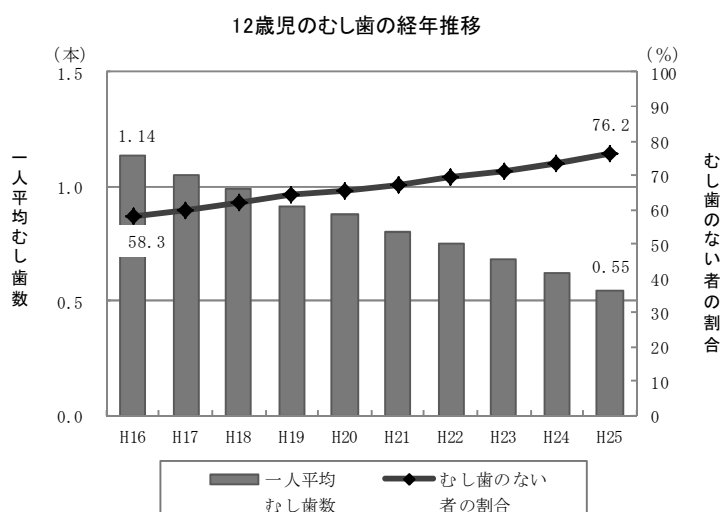


## 【12歳児（永久歯）】

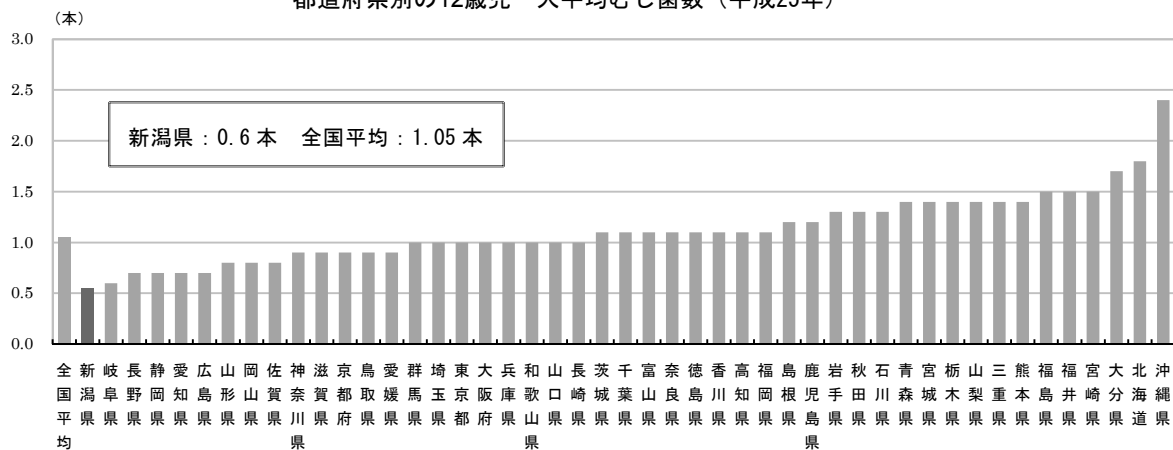
毎年、一人平均むし歯数は減少し、むし歯のない児の割合は増加しており、平成25年度は、それぞれ0.55本、76.2%であった。

本県の12歳児の一人平均むし歯数は全国最少であり大きな成果をあげているが、市町村較差が大きいことが課題である。

年度	一人平均むし歯数	むし歯のない者の割合
H16	1.14	58.3
H17	1.05	59.8
H18	0.99	62.1
H19	0.91	64.6
H20	0.88	65.6
H21	0.80	67.5
H22	0.75	69.4
H23	0.68	71.2
H24	0.62	73.6
H25	0.55	76.2

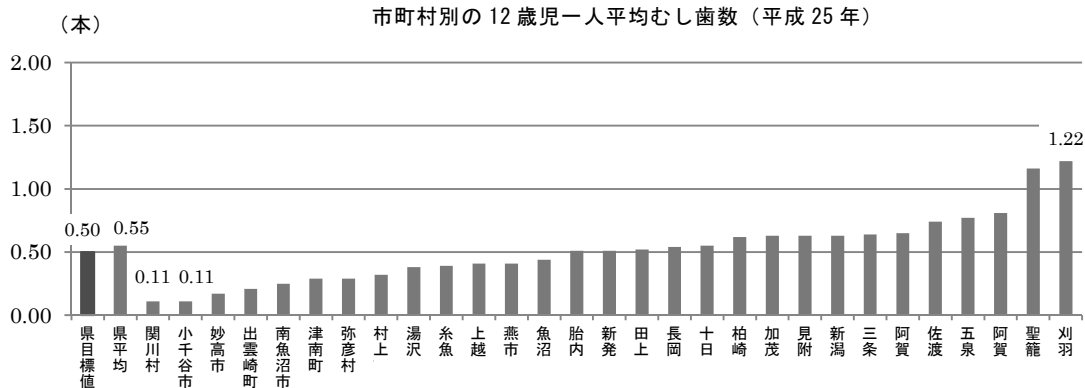


都道府県別の12歳児一人平均むし歯数（平成25年）



（学校保健統計調査：文部科学省）より

市町村別の12歳児一人平均むし歯数（平成25年）



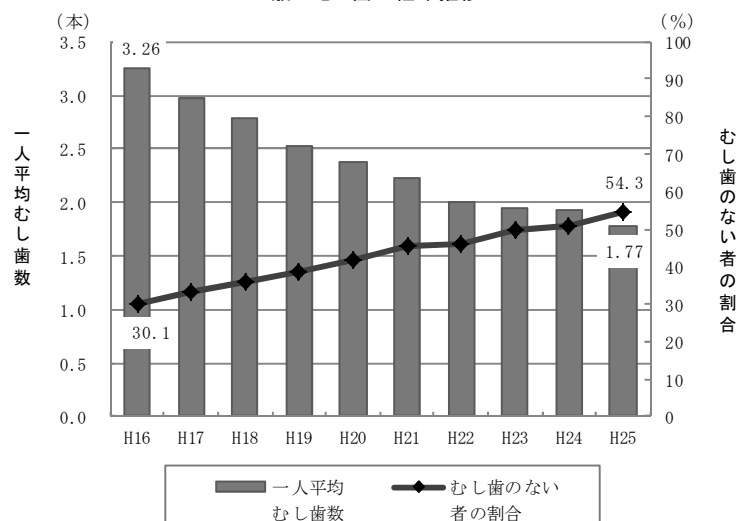
（平成25年歯科疾患実態調査：新潟県）より

### 【17歳（永久歯）】

毎年、一人平均むし歯数は減少し、むし歯のない児の割合は増加している。しかし、12歳児と比べ平均むし歯数は約3倍であり、この間のむし歯の増加が課題である。

年度	一人平均むし歯数	むし歯のない者の割合
H16	3.26	30.1
H17	2.98	33.0
H18	2.79	35.7
H19	2.53	38.7
H20	2.37	42.0
H21	2.22	45.5
H22	2.01	46.3
H23	1.94	49.5
H24	1.92	51.0
H25	1.77	54.3

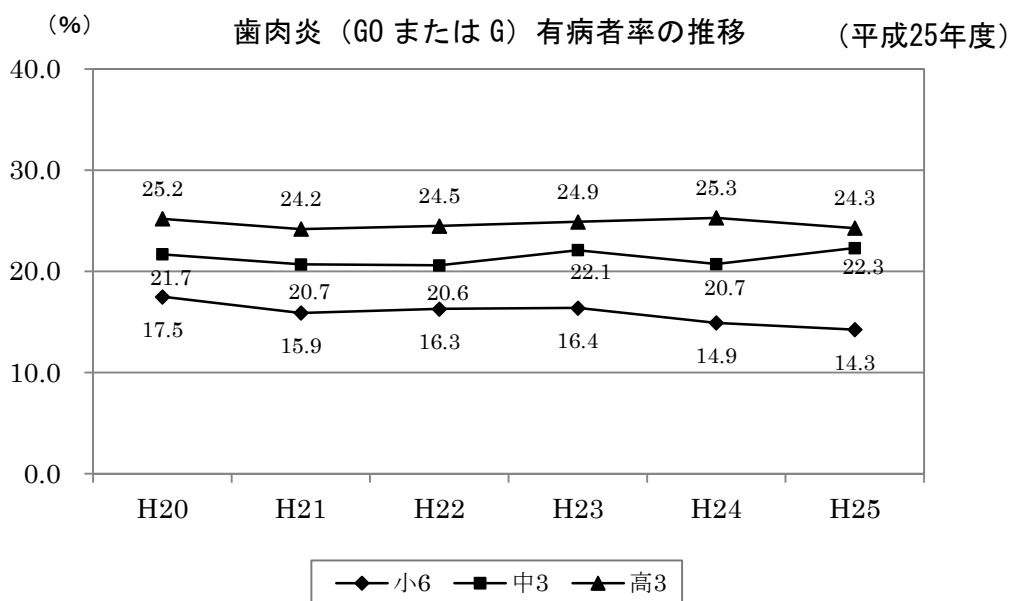
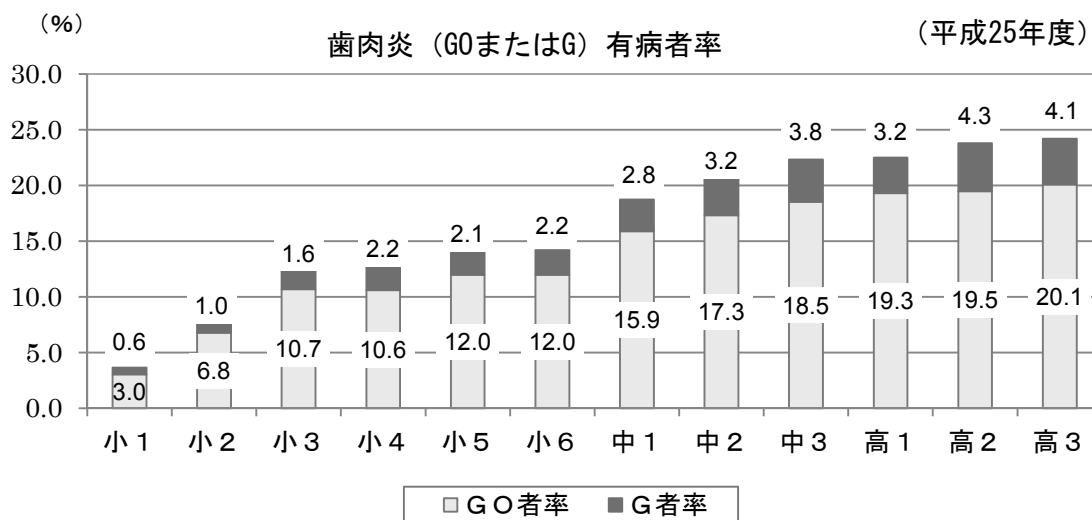
17歳のむし歯の経年推移



## ② 児童・生徒の歯肉炎の状況

学年が上がるにしたがい、歯肉炎（GOまたはG）有病者率が高くなり、中学生の頃から明らかな歯肉炎（G）を有する割合が高くなる。

また、経年的には、有病率はほぼ横ばいに推移している。



※ GO（ジーオー）：歯肉炎要観察者

歯肉に軽度の炎症症状があり、定期的に観察が必要な者

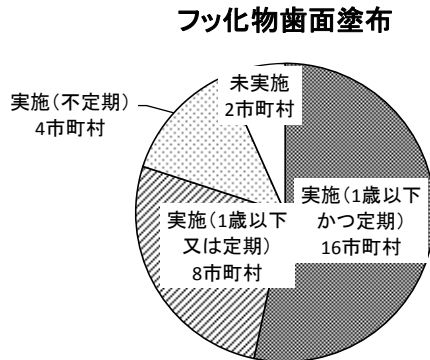
G：歯肉炎要治療者

歯科医師による精密検査、診断、治療が必要な者

## (2) 市町村、学校等における取組状況

### ① フッ化物歯面塗布事業

乳幼児に対するフッ化物歯面塗布事業は 28 市町村で実施されている。そのうち、効果的な実施体制があるのは 16 市町村である。



※効果的な実施には、開始年齢 1 歳以下かつ少なくとも 6 か月毎に塗布を受けられる実施体制が望ましい。

### ② 学校等における取組状況

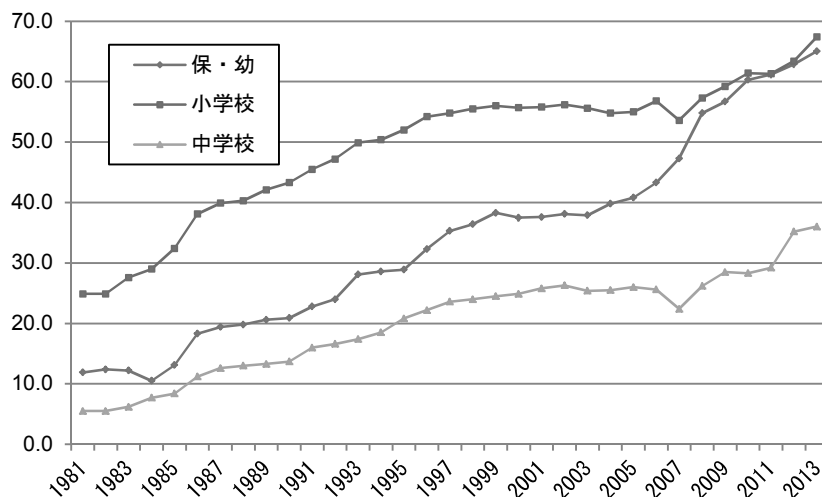
#### ○ フッ化物洗口

施設実施率は、小学校（67.4%）で最も高く、次いで保育所・幼稚園（65.0%）、中学校（36.0%）である。全体で約 102,500 人（全児童等の 46.7%）が実施している。経年推移をみると、長期にわたり実施施設が徐々に広がってきた。

フッ化物洗口の実施状況(平成25年度)

施設	施設			人数				
	対象施設 注)	実施施設	実施率 (%)	対象 児童数	実施施設 全児童数	実施 児童数	実施率 (%)	参加率 (%)
保育所・幼稚園	848	551	65.0	36,247	21,837	21,422	59.1	98.1
小学校	509	343	67.4	117,733	64,480	63,245	53.7	98.1
中学校	247	89	36.0	64,394	18,780	17,748	27.6	94.5
特別支援学校	27	6	22.2	981	198	132	13.5	66.7
合計	1,631	989	60.6	219,355	105,295	102,547	46.7	97.4

フッ化物洗口施設実施率の経年推移



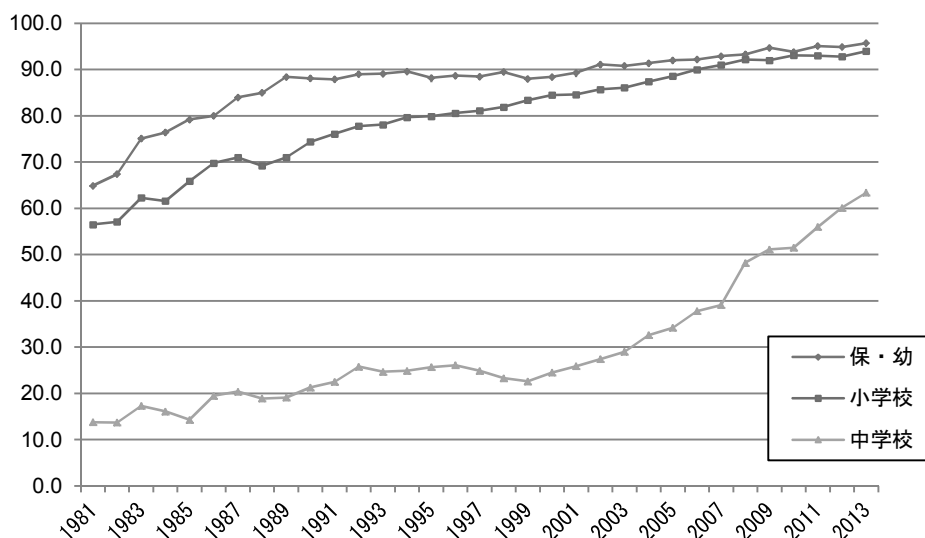
### ○ 給食後等の歯磨き

ほとんどの保育所や小学校にて、給食後の歯磨きが組織的に行われている。一方、中学校では65%にとどまっている。

	(%)		
	保育所・幼稚園	小学校	中学校
歯みがき	96.2	94.2	64.6

注) 学校等の施設内で給食後等に組織的に実施しているもの (平成25年度)

給食後等の歯磨き実施率の経年推移



### ○ 歯科保健教育

	(%)		
	保育所・幼稚園	小学校	中学校
学級活動等における保健指導等	86.8	99.4	92.0
フッ化物配合(フッ素入り)歯磨剤の使用の指導	6.8	46.3	45.3
歯のみがき方の評価 <sup>注)</sup>	36.0	95.7	76.3
デンタルフロスを用いた歯の磨き方の指導	6.5	75.2	77.0

注) 歯垢染色剤を用いて評価しているもの

(平成25年度)

### ○ 保護者に対する歯科保健啓発

	(%)		
	保育所・幼稚園	小学校	中学校
講演会・講習会	36.1	18.7	5.5
保健だより等による広報活動	79.9	99.3	99.6
フッ化物配合歯磨剤の使用の推奨	15.9	39.6	36.9
デンタルフロスの使用の推奨	11.4	64.4	62.8

(平成25年度)

○ 早期発見・治療勧告等

	(%)		
	保育所・幼稚園	小学校	中学校
定期歯科健診	99.9	99.8	100.0
臨時歯科健診	63.0	41.0	31.0
治療勧告	98.5	100.0	100.0
CO(要観察歯)に対する精査・予防処置の勧奨 <sup>注)</sup>	81.8	98.9	99.6

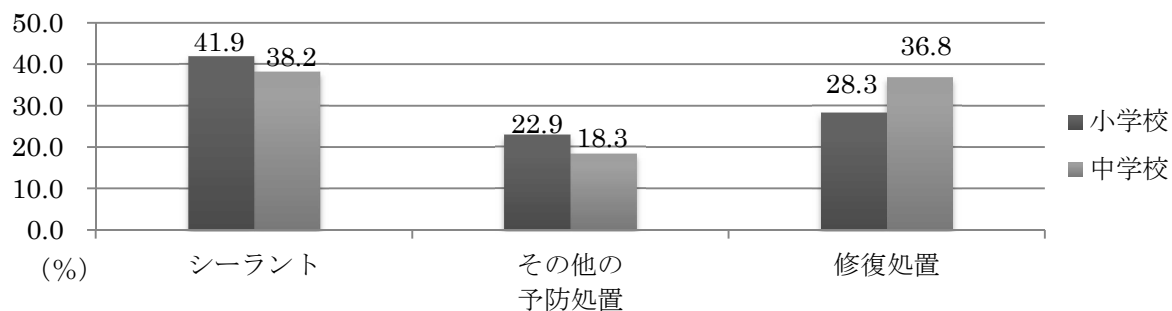
(平成25年度)

CO（要観察歯）に対する予防勧奨対象者の割合は、小学校 8.2%、中学校 18.4%であった。そのうち歯科医院を受診した者の割合は、小学校 53.5%、中学校 35.5%であり、受診率向上が課題である。

CO（要観察歯）に対する予防勧奨の状況（平成25年度）

	学校健診受診者 (人)	勧奨対象		歯科医院受診状況	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	117,703	9,608	8.2	5,139	53.5
中学校	64,857	11,949	18.4	4,243	35.5

歯科医院での処置内容（CO）（平成25年度）



## 県の取組状況

### (1) 学校等におけるフッ化物洗口の推進

#### ○ むし歯予防事業補助金

市町村が行う次の事業に要する経費の 1/3 を補助した。

- ① フッ化物歯面塗布を行う乳歯う蝕予防事業
- ② フッ化物洗口事業

※事業名：市町村う蝕予防事業補助金

【実績】補助額 11,083 千円（26 市町村に補助）

#### ○ 県立学校におけるフッ化物洗口の推進

県立中学校及び中等教育学校（前期課程）におけるフッ化物応用事業を推進し、歯質の強化によるむし歯予防を行った。

【実績】対象 7 校（全学校）にてフッ化物洗口実施

#### ○ フッ化物洗口実施状況調査・指導

保育所及び学校等における薬剤管理や実施方法等を調査し、フッ化物洗口が適正に行われるよう、指導・助言を行った。

※事業名：フッ化物洗口実施状況調査・指導

（県地域機関及び教育事務所等が実施）

【実績】実施施設数 計 240 施設

※毎年、全実施施設の 3 分の 1 ずつを調査

保育所・幼稚園	小学校	中学校	県立中学校・ 中等教育学校 (前期課程)	特別支援学校
109 施設	102 施設	25 施設	2 施設	2 施設

・ 調査内容

薬剤の管理、洗口液の管理、実施方法等（チェックリスト活用）

### (2) 学校における歯科保健教育等の充実

#### ○ 学校職員等に対する研修

歯肉炎予防における指導者養成のための講習会や管理職、養護教諭等を対象とした研修会における意識啓発を行い、歯科保健教育の充実を図った。

【実績】

- ・ 健やか歯ぐき指導者研修（対象：養護教諭等）

県内 4 か所、受講者数 76 名

（内容）歯肉炎予防等に関する講義

歯科受診率向上のための情報交換会



- ・ 学校保健、給食管理運営研修会（対象：管理職）  
県内 5 か所、受講者数 562 名
- ・ 養護教諭新採用研修及び 12 年経験者研修における歯科保健の講義実施

### ○ 歯・口腔領域の外傷防止

運動部活動時にマウスガードを活用することにより、口腔事故の軽減を図るとともに外傷予防の意識啓発を図るための調査研究事業を実施した。

※事業名：マウスガード調査研究事業（県歯科医師会委託）

#### 【実績】

- ・ 私立高等学校生徒 17 名にマウスガード装着及びアンケート調査実施
- ・ 歯科医師による安全指導  
新潟市内 2 か所、受講者数 260 名  
(対象及び内容)
  - ①小学生・クラブ活動指導者  
「歯と口の健康と健康スポーツ歯科に関する講話」
  - ②中学校・高等学校の体育・部活動顧問及び競技団体指導者  
講演「マウスガードを使ってみよう」

## 2 成人・高齢期

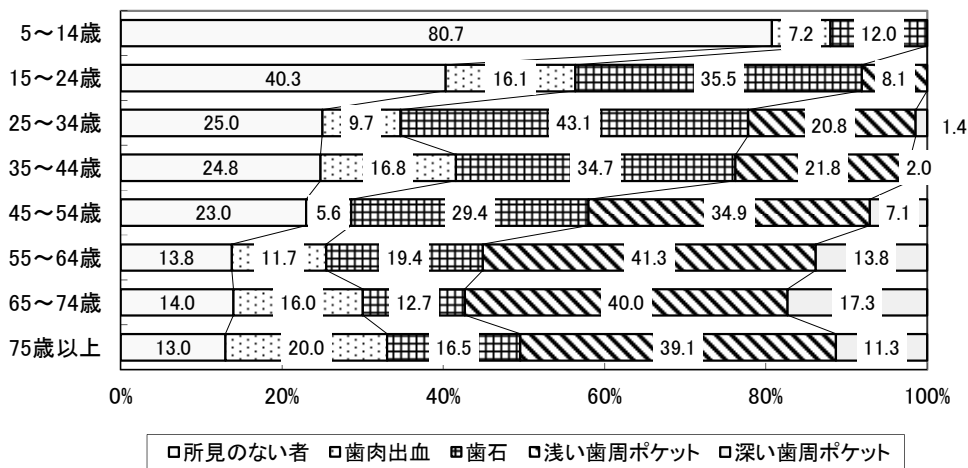
### 現状と課題

#### (1) 歯科疾患等の状況

##### ① 歯周病の状況

- ・ 成人の約8割は、軽度も含め歯周病に罹患している。
- ・ 進行した歯周病（歯周ポケットあり）に罹患している人の割合  
 30歳（25～34歳）：22.2%      40歳（35～44歳）：23.8%  
 50歳（45～54歳）：42.1%      60歳（55～64歳）：55.1%

図. 歯周病の状況(平成23年)

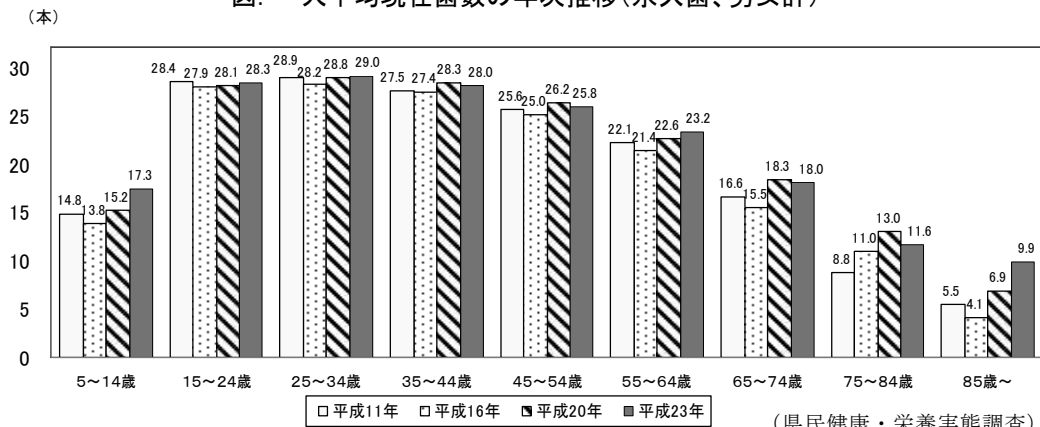


(平成23年県民健康・栄養実態調査)

##### ② 歯の残存状況

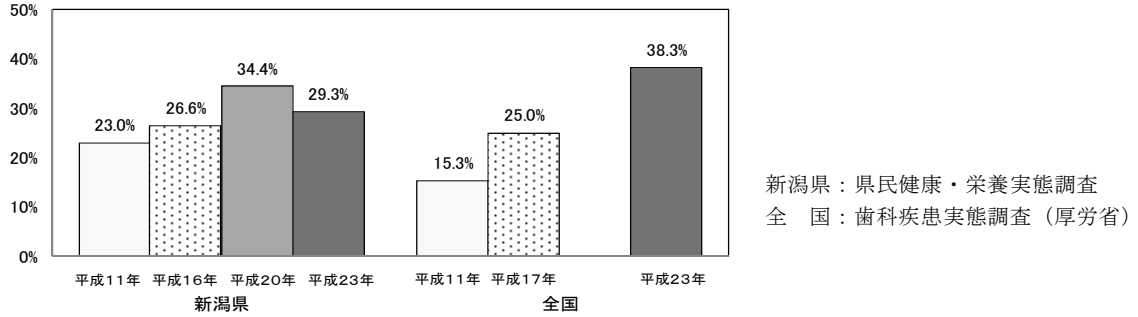
- ・ 年齢が上がるにつれ歯が失われ、一人平均現在歯数は減少してくる。一方、推移をみると各年代とも増加傾向にある。

図. 一人平均現在歯数の年次推移(永久歯、男女計)



- ・ 本県の8020（ハチマルニイマル：80歳で20本以上の歯をもつ）達成者の割合は29.3%（H23）である。

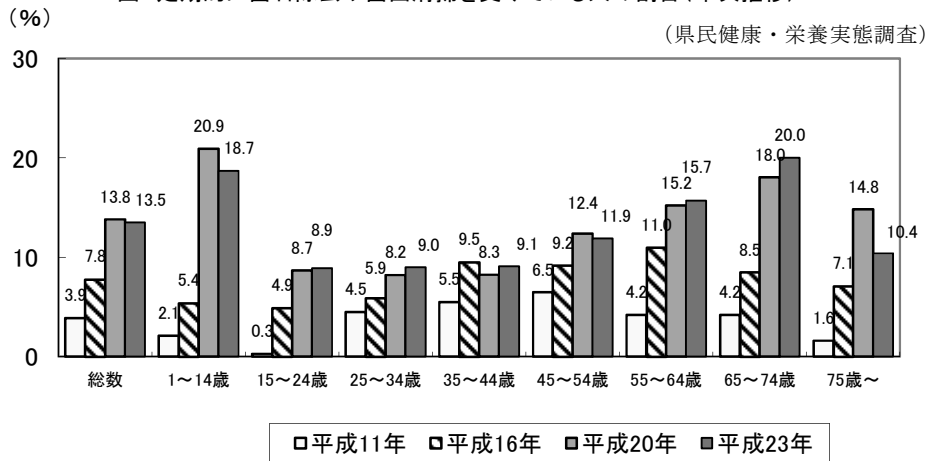
図. 8020の達成者率(男女計)



### ③ 口腔衛生習慣の状況

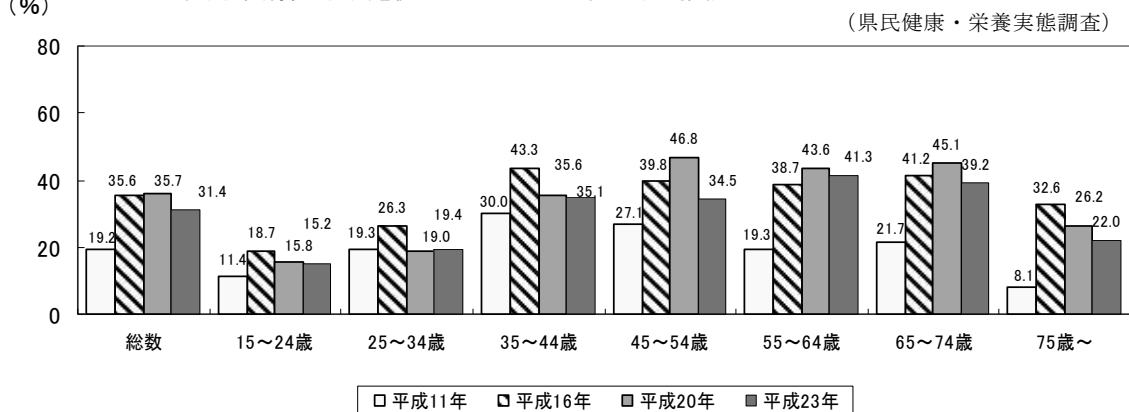
- ・ 定期的に歯石除去を受けている人の割合は増加傾向にあるが、全体で13.5%（H23）と少ない。

図. 定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合(年次推移)



- ・ 歯間部清掃用具を使用している人の割合は増加傾向にあり、全体で31.4%である。年齢別では10～20歳代の使用率が低い。

図. 歯間部清掃用器具を使用している人の割合(年次推移)



## (2) 市町村の取組状況

- ・ 成人歯科健診は市町村の任意で実施されており、県内では、乳幼児健診を活用した保護者歯科健診や、節目年齢の歯周疾患検診、特定健康診査と連携した歯・口腔の検査等、様々な機会を活用して実施されている。
- ・ しかし、未実施市町村が多く、また受診率が低いなどの課題もあり、小児期に比べてその取組が遅れている現状にある。

市町村における成人歯科健診、介護予防事業の取組状況（平成 25 年度）

		実施市町村数（割合）	備 考
概ね 20 ～30 歳代	妊産婦歯科健診	21（70.0%）	
	乳幼児健診に併設した 保護者歯科健診	14（46.7%）	
40 歳 以上	歯周疾患検診（40、50、 60、70 歳の節目検診）	20（66.7%）	根拠法：健康増進法 受診率 7.4%（県平均）
	特定健診・特定保健指導 における歯・口腔の検査	17（56.7%）	唾液潜血検査等
65 歳 以上	地域支援事業における 二次予防事業	27（90.0%）	H26 計画 口腔機能向上の取組 （通所・訪問）

## 県の取組状況

### (1) 市町村等における成人歯科健診の取組促進

#### ○ 指導重視の新たな成人歯科健診モデルの構築

働く世代の歯の健康づくりを推進するため、事業所職員を対象に、指導を重視した成人歯科健診モデル事業を行った。

※事業名：働く人のための歯の健康づくり支援モデル事業(県歯会委託)

【実績】モデル事業所の 35 歳以上の人間ドック受診者のうち、155 名がモデル健診を受け、そのうち 126 名が、歯科衛生士・保健師による個別保健指導等を受けた。

#### ○ 事業所等を対象とした歯科保健実態調査

事業所等における歯科健診の実施状況や実態把握のための調査を行った。

※事業名：事業所における健口づくり調査事業

【実績】市役所職員 18 人に対し、定期職員健診終了後、「歯・口腔の健康づくり」に関するインタビュー調査を実施した。

#### ○ 健診ガイドライン等の整備

「健（検）診ガイドライン」において、特定健康診査における歯の健康に関する検査（咀嚼能力判定試験、唾液潜血検査）や歯周疾患検診の方法等を掲載し、取組の促進を図った。

### (2) 介護予防事業における口腔機能向上の取組促進

#### ○ 介護予防関連事業従事者の資質向上

効果的な介護予防事業の実施・拡大を図るため、栄養改善、口腔機能向上のプログラムに関する研修会を実施した。

※事業名：介護予防従事者研修（県栄養士会・県歯科保健協会委託）

【実績】・受講者数 199 名

市町村職員（市町村営地域包括支援センター職員を含む）	37 名
地域包括支援センター職員	32 名
市町村事業受託事業者職員	38 名
介護予防サービス事業者職員	44 名
その他	48 名

#### ・ 内容

導入編（1 会場）：事業の必要性の講義、実践報告、事業導入の課題についてのグループワーク

実践編（2 会場）：運動器の機能向上との関連についての講義、実践報告、栄養改善・口腔機能評価の実習等

## ○ 県健康ビジネス連峰政策と連携した口腔機能向上の取組促進

県健康ビジネス連峰政策と連携し、県内企業が開発した口腔機能測定機器「健口くん」や舌ブラシ「W-1」を地域における研修会等で周知し、口腔機能向上の取組を促した。

また、県地域機関にて「健口くん」の貸し出しを行った。

※事業名：口腔ケア研修会（県地域機関が実施）

### 【実績】

- ・ 口腔ケア研修会：県内5か所実施 受講者数 232名
- ・ 健口くん貸出実績：12地域機関 計143件  
（貸出先：市町村、保育所等）

### 〔参考〕

#### 「高齢者向け口腔機能測定器の開発【健口くん】」

（公財）新潟県歯科保健協会、竹井機器工業株式会社

- 高齢者の介護予防事業のひとつである口腔機能測定の嚥下・オーラルディアドコキネシス測定器を開発
- これまでの測定方法に比べ、正確性の向上と測定者の負担軽減が確認された全国初の口腔機能測定器

※H21～22健康関連ビジネスモデル推進事業（新潟県）、  
三つ星ビジネスモデル選定  
新潟発！健康ビジネス∞ベストプラクティス



#### 「高機能舌ブラシの普及【W-1】」

SHIKIEN(株)、新潟大学医歯学総合研究科

- 新潟大学との共同研究により、手軽に口腔ケアができる高機能舌ブラシ「W-1」を開発
- 各媒体の活用やセミナー等での紹介により、口腔ケアの重要性と舌磨きの習慣を啓発

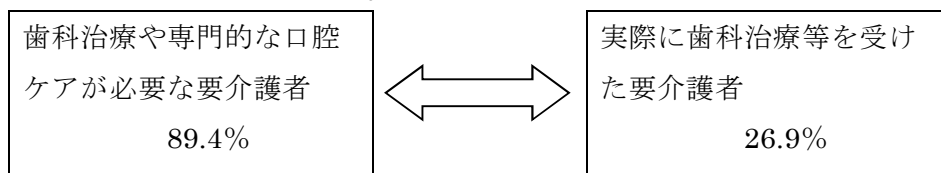
※H21健康連携ビジネスモデル推進事業（新潟県）  
新潟発！健康ビジネス∞ベストプラクティス選定



### 3 要介護者・障害者

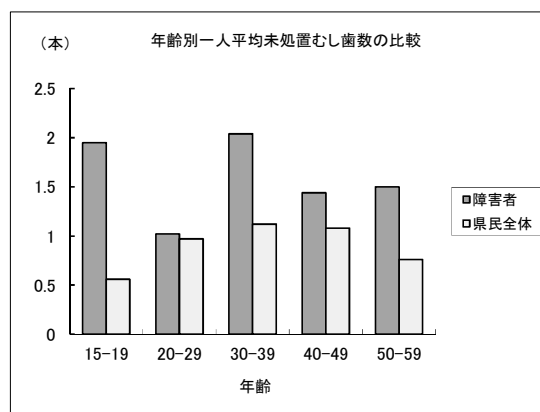
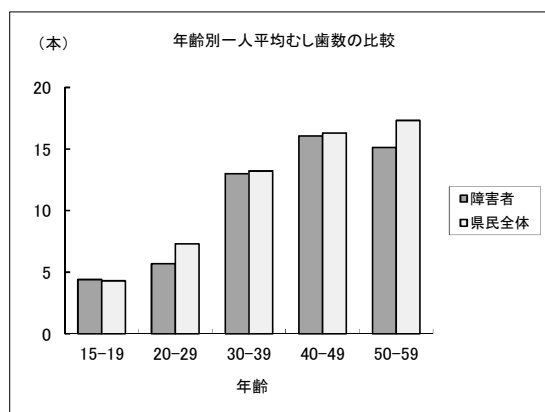
#### 現状と課題

- 要介護高齢者等が必要な歯科治療や口腔ケアを受けておらず、歯・口腔に問題を抱えていることが多い。



(平成 14 年厚生労働科学研究:新発田市で調査)

- 入院中の口腔ケアが、退院後も在宅で継続されないことが多い。
- 要介護者を取り巻く関係者の連携体制の整備が課題である。
- 介護保険制度や要介護者等の対応について理解し、在宅診療及び口腔ケアを担う歯科衛生士等が不足している。
- 障害児(者)は自力で十分なセルフケアができずリスクが高い。また、十分な歯科治療を受けておらず、未処置のむし歯数が県平均の2倍程度と高い。



(小規模障害者施設の調査 (H19、新潟市))

## 県の取組状況

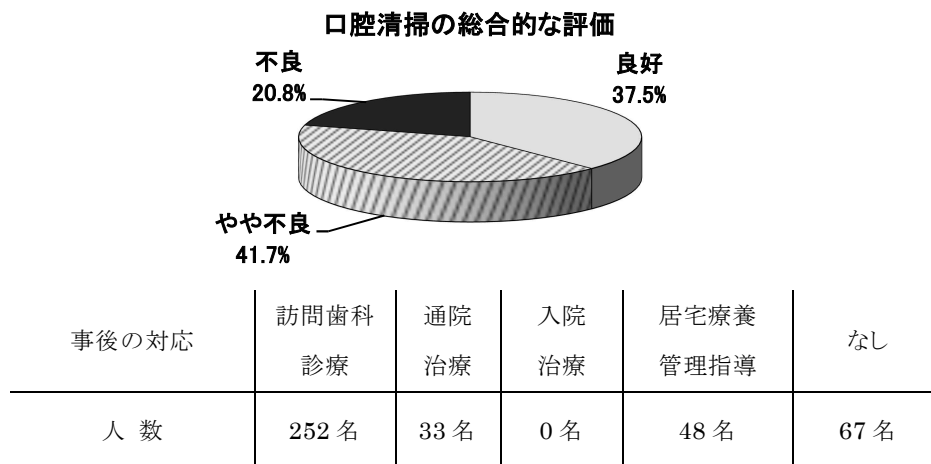
### (1) 在宅歯科診療、口腔ケアの推進

#### ○ 在宅要介護者の訪問歯科健診

歯科保健サービスを受けることが困難な在宅要介護者等の歯科疾患の予防・治療を促進するため、希望者に対して訪問歯科健診を行った。

※事業名：要介護者等歯科保健推進事業（県歯科医師会委託）

【実績】訪問健診受診者 366名



健診受診者のうち252名(68.9%)がその後の訪問歯科診療につながった。

#### ○ 介護施設職員等に対する口腔ケア実地研修

希望する施設に対し歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、施設入所者等への口腔ケアの方法等について、職員対象の実地研修会を行った。

※事業名：要介護者等歯科保健推進事業（県歯科医師会委託）

【実績】研修会 99か所（施設） 受講者数 1903名

指定通所介護事業所	12
指定通所リハビリテーション事業所	3
指定認知症対応型通所介護事業所	3
指定小規模多機能型居宅介護事業所	8
指定認知症対応型共同生活介護事業所	6
短期入所生活介護事業所	7
介護保険施設	45
養護老人ホーム	5
軽費老人ホーム	2
その他	8
計	99

#### ○ 介護関係職員等を対象とした口腔ケア研修会

要介護者等の口腔機能の向上を図るため、介護関係職員等を対象に口腔ケアの方法や「要介護者等歯科保健推進事業」の周知に関する研修会を行った。



※事業名：口腔ケア研修会（県地域機関が実施）

【実績】 県内 5 か所 受講者数 232 名

地域	講義・実習内容等	受講者数
下越	要介護者の口腔介護の質の向上	37 名
中越	要介護者等への口腔ケアの実践	12 名
	摂食・嚥下困難者への口腔ケア等	90 名
上越	口腔ケア実習等	37 名
佐渡	在宅要介護者等歯科保健推進事業の活用促進	56 名

### ○ 訪問歯科診療機器の整備補助

県歯科医師会が行う訪問歯科診療に必要な機器（歯科診療用ポータブルユニット等）の整備に対し補助した。

※事業名：寝たきり者歯科保健推進事業補助金

【実績】 ポータブルユニット 新規購入 2 台、維持管理 16 台

### ○ 歯科診療所と病院等との連携体制の構築

在宅の要介護者等に必要な歯科医療や口腔ケアが提供されるよう、「在宅歯科医療連携室」を中心とした、歯科診療所と病院等との連携モデル事業を行った。

※事業名：在宅歯科医療連携室整備事業（県歯科医師会委託）

【実績】

- ・ 上越圏域及び佐渡圏域をモデル地域として、在宅歯科医療連携室の設置・運営
  - 住民の相談窓口、病院等との調整（退院後の口腔ケア継続）、訪問診療機器貸出、歯科医院の紹介、住民への情報発信 等

	上越圏域	佐渡圏域
問い合わせ件数(H25)	215 件※	62 件※
平成 25 年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口業務</li> <li>・ 研修会の開催（歯科医師等）</li> <li>・ 病院の退院時カンファレンスに参画、調整</li> <li>・ 住民等への広報（ホームページ、連携室通信発行、広告掲載等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口業務</li> <li>・ 研修会の開催（病院職員等）</li> <li>・ 佐渡地域医療連携ネットワークシステムへの「歯科連携」機能の追加</li> <li>・ 住民等への広報（要介護認定者への周知等）</li> </ul>

※問い合わせ件数が設置前に比べ、佐渡圏域では 3 倍、上越圏域では 9 倍増加

## ○ 認知症等高齢者の訪問口腔ケアを担う歯科衛生士等の養成

在宅要介護者等への訪問歯科診療・口腔ケアを一層広げるため、歯科衛生士等に対し、認知症や要介護者等の対応に関する研修を実施した。

※事業名：在宅歯科医療推進研修事業（県歯科保健協会委託）

【実績】県内2会場 受講者数 73名

内容：要介護者および認知症者への対応等に関する講義

移乗・体位変換等身体介護や口腔ケア等に関する実習

## (2) 障害者の歯科保健医療の推進

### ○ 小規模障害者施設等の歯科健診・保健指導

健常者に比べ歯科的問題が多い障害児（者）の歯科疾患の予防・治療を促進するため、地域活動支援センター等において、歯科健診、歯科保健指導及び健康教育を行った。

※事業名：障害児（者）歯科保健推進事業(県歯科医師会委託)

【実績】実施施設数 45か所 受診者総数 525名

### ○ 障害者施設等への継続支援

歯科衛生士等が障害者施設に訪問し、利用者及び職員に対して歯科保健指導を行うとともに、円滑な事業の実施評価を行うための検討会を開催した。

※事業名：歯科健診後のフォローアップ指導モデル事業

【実績】実施施設数 5か所 実施回数 7回（350名）

検討会の開催 9回

### ○ 特別支援学校におけるフッ化物洗口の推進

県立特別支援学校におけるフッ化物応用事業を推進し、実施可能な学校から順次実施し、歯質の強化によるむし歯予防を行った。

【実績】県立特別支援学校対象 18校中 8校にてフッ化物洗口等実施  
（平成25年度新たに実施校1校追加）

### ○ 認定障害者診療医の養成

身近な地域で障害児（者）の歯科保健環境を整備するため、地域の障害児（者）の歯科保健医療サービスの提供を行うことができる歯科医師を養成した。

※事業名：新潟県歯科医師会認定障害者診療医養成事業

（実施主体：県歯科医師会、県）

【実績】認定障害者診療医 59名を養成

以下の研修を終了した歯科医師に対し、認定証を交付

・講義：障害者福祉、障害者歯科治療、摂食・嚥下リハビリテーション等について

・実習：障害児歯科診療、全身麻酔下の歯科診療、摂食・嚥下リハビリテーションの見学等

## 4 基盤整備

### 県の取組状況

#### (1) 推進体制

##### ○ 歯科保健医療対策委員会

県内の歯科保健医療事業の総合的かつ効果的な実施及び今後の歯科保健医療対策のあり方について協議した。

※事業名：新潟県歯科保健医療対策委員会

【実績】

・新潟県歯科保健医療対策委員会（委員 12 名）

平成 26 年 2 月 20 日開催

##### ○ 医科歯科連携の推進

医科歯科連携を推進するための協議会や研修会を開催した。

※事業名：医科歯科連携事業

【実績】・医科歯科連携研修会の開催（3 回）受講者数 225 人

対象：歯科医師、歯科衛生士等

内容：がん治療の流れ、口腔ケアの役割、医科との連携体制等について

#### (2) 調査研究

##### ○ 小児歯科疾患実態調査

本県における小児の歯科疾患の実態や学校等における歯科保健対策の取組状況を調査し、歯科保健施策の評価、検討を行うための基礎資料とした。

※事業名：歯科疾患実態調査

【実績】・県内のすべての保育所、学校等を対象に実施

保育所 695 施設、幼稚園 156 施設

小学校 537 施設、中学校 274 施設、高等学校 141 施設

（特別支援学校含む）

・調査内容

学校・園における歯科保健活動の状況

むし歯数、歯肉炎の有病者数 等

##### ○ 歯科医療機能連携実態調査

県内の歯科医療機関の病診連携等の実態を把握し、地域における歯科医療機能及び連携体制の充実を図るための基礎資料を得る。

※事業名：県民歯科疾患実態調査

※平成 25 年度は、平成 24 年度に行った調査結果の分析を行った。

【結果（抜粋）】

①在宅歯科医療サービスの実施状況

		歯科診療所	病院
在宅歯科医療サービス、介護保険サービスに対応できる施設の割合		70.8%	31.3%
実施状況※	訪問歯科診療（在宅）	30.4%	23.9%
	訪問歯科診療（施設）	22.9%	25.4%
	訪問歯科衛生指導	14.1%	11.9%
	居宅療養管理指導（歯科医師）	14.3%	7.5%
	居宅療養管理指導（歯科衛生士）	9.0%	4.5%

※平成 24 年 7 月の実施状況

### ②病院内多職種連携医療チーム設置状況

摂食嚥下 リハ	栄養 サポート	緩和ケア	呼吸 サポート	褥瘡対策	感染予防 対策
34.3%	67.2%	28.4%	20.9%	91.0%	92.5%
(17.9%)	(32.8%)	(6.0%)	(3.0%)	(9.0%)	(29.9%)

( ) 内はチームへの歯科の参画状況

## (3) 市町村支援

### ○ 市町村歯科保健計画の策定を支援

条例第 10 条に基づき、市町村歯科保健計画の策定を推進するため、県地域機関が 2 か年にわたり支援するモデル事業を実施した。

※事業名：条例推進重点市町村支援事業

【実績】モデル市町村

平成 24 年度～25 年度：魚沼市

→H26.3 に計画完成

### ○ 県地域機関毎の歯科保健調査企画連携協議会の開催

医療機関等との連携強化を図るとともに、市町村等の歯科保健事業実施状況等を踏まえながら、地域の課題解決に向けた協議会を開催した。

※事業名：歯科保健調査企画連携協議会

【実績】地域機関ごとに協議会を開催

### ○ 市町村職員等を対象とした地域歯科保健研修

地域の実情を踏まえたテーマを選定し研修会を開催した。

※事業名：地域歯科保健研修会

【実績】県内 5 か所 受講者数 296 名

地域	テーマ等	受講者数
下越	効果的なフッ素洗口事業実施への支援	109 名
中越	成人等歯科保健事業の取組	18 名
	発達障害児の生育段階に応じたう蝕予防	48 名
上越	要介護者の口腔機能向上支援	65 名
佐渡	要介護者の食事介助の実習	56 名

#### (4) 普及啓発等

##### ○ 「にいがた健口文化推進月間」における県民への普及啓発

歯や口の健康を入り口とした健康づくり全般を推進し、地域の健口文化の機運醸成を図るため、フォーラムを開催した。

※事業名：「にいがた健口文化」醸成事業（県歯科医師会委託）

##### 【実績】

にいがた健口文化フォーラム 2013・防災，食フォーラム in うおぬま

開催日	平成25年11月30日（土）
テーマ	伝えよう！命をつなぐ食と健口
参加者	432名
内 容	①特別講演 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三遊亭 白鳥氏</li> <li>・甲南女子大学名誉教授 奥田 和子氏</li> <li>・元小千谷北魚沼歯科医師会長 佐藤 眞氏</li> </ul> ②平成 25 年度歯科保健功労者県知事表彰、よい歯のコンクール県知事表彰 ②歯の健康や食に関するブース出展 ③よい歯の図画ポスター・標語展示等
その他	魚沼地域振興局「防災，食フォーラム」と合同開催

##### ○ 新潟県歯科保健協会が行う普及啓発等の推進

（公財）新潟県歯科保健協会が行う普及啓発等、本県の歯科保健の推進に資する事業に要する経費の一部を補助した。

※事業名：公益財団法人新潟県歯科保健協会事業活動費等補助金

【実績】 補助金の額 4,248,000 円

##### ○ 食生活改善推進委員等への歯科保健研修

食べ方を通じた食育を一層推進するため、食生活改善推進委員を対象に研修会を実施した。

※事業名：健康・食育・噛むカム推進事業

##### 【実績】

・食生活改善推進委員研修会（対象：食生活改善推進委員）

県内 1 か所 受講者数 95 名

##### ○ 地域組織と連携した住民主体の歯科保健活動の促進

地域組織や市町村が行う住民主体の地域歯科啓発活動を促進するため、県地域機関が 2 か年にわたり支援するモデル事業を実施した。

※事業名：住民参加型健口づくり支援事業

【実績】実施地域機関【モデル市町村】

平成 25 年度～26 年度

- ・南魚沼地域振興局健康福祉環境部【湯沢町】
- ・柏崎地域振興局健康福祉部【柏崎市】

# 新潟県歯科保健推進条例

平成 20 年 7 月 22 日

新潟県条例第 32 号

新潟県歯科保健推進条例をここに公布する。

新潟県歯科保健推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性に鑑み、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消等を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。

(平 24 条例 46・一部改正)

(基本理念)

第 2 条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りながら、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを旨として行われなければならない。

2 歯・口腔の健康づくりは、県民一人ひとりがその日常生活の中で関心と理解を深め、積極的に取り組むことが日常生活の中で習慣化され、将来の世代に伝えられることを旨として行われなければならない。

(平 24 条例 46・一部改正)

(県の責務)

第 3 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに資する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第 4 条 市町村は、第 2 条に規定する基本理念を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 23 年法律第 95 号。以下「歯科口腔保健法」という。)、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)等の歯・口腔の健康づくりに関する法令に基づき、歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(平 24 条例 46・一部改正)

(教育関係者及び保健医療福祉関係者等の責務)

第 5 条 教育関係者及び保健医療福祉関係者等は、第 2 条に規定する基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第6条 事業者は、第2条に規定する基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

2 医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。)は、第2条に規定する基本理念にのっとり、県内の被保険者が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

(平24条例46・追加)

(県民の役割)

第7条 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(平24条例46・旧第6条線下)

(財政上の措置)

第8条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平24条例46・旧第7条線下・一部改正)

(県歯科保健計画)

第9条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「県歯科保健計画」という。)を定めるものとする。

2 県歯科保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯・口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯・口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 前号の目標の達成に向け県が実施する施策の展開方針
- (4) 計画の位置付け及び期間
- (5) 計画の進行管理及び評価方法

3 知事は、県歯科保健計画を定めようとするときには、あらかじめ歯科保健に関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町村その他歯・口腔の健康づくりに関する活動に関わる者(以下「関係者」という。)の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を勘案するとともに、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法



(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく医療計画その他の県が策定する保健、医療又は社会福祉に関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

- 5 知事は、県歯科保健計画を定めたときは、広報、インターネットその他の適切な手段を用いて、速やかに、これを県民に公表しなければならない。
- 6 県歯科保健計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。
- 7 第 3 項から第 5 項までの規定は、県歯科保健計画の変更について準用する。

(平 24 条例 46・旧第 8 条繰下・一部改正)

(市町村歯科保健計画)

第 10 条 市町村長は、当該市町村の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、県歯科保健計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「市町村歯科保健計画」という。)を定めることができるものとする。

- 2 県は、市町村が市町村歯科保健計画を定めようとする場合には、当該市町村の求めに応じ、情報の提供及び専門的な又は技術的な助言を行うものとする。
- 3 県は、前項に定めるもののほか、市町村歯科保健計画の策定状況等市町村における歯・口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町村に対して必要な支援を行うものとする。

(平 24 条例 46・旧第 9 条繰下)

(基本的施策の実施)

第 11 条 知事及び県教育委員会は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築並びに歯・口腔の健康づくりに関する知識等の普及啓発に関すること。
- (2) 県民が定期的に歯科健診を受けること等の勧奨その他の必要な施策に関すること。
- (3) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行うフッ化物応用等のむし歯の予防対策の効果的な実施の推進に関すること。
- (4) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (5) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行う学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)等に基づく歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止及びこれらの軽減を図るための対策等の推進に関すること。
- (6) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対する定期的な歯科健診又は歯科診療等の適切な歯・口腔の健康づくりの確保及び推進に関すること。
- (7) 児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。

- (8) 歯・口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (9) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。
- (10) 歯科口腔保健法第 15 条に規定する口腔保健支援センターの設置の推進に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の推進に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町村、医療保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的な又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

(平 24 条例 46・旧第 10 条繰下・一部改正)

(県民歯科疾患実態調査等)

第 12 条 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも 5 年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、幼児期からの県民の歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため、県民歯科疾患実態調査のほか、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の罹り患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

(平 24 条例 46・旧第 11 条繰下)

(にいがた健口文化推進月間)

第 13 条 第 2 条の基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、にいがた健口文化推進月間を設ける。

2 にいがた健口文化推進月間は、11 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

(平 24 条例 46・追加)

(公表)

第 14 条 知事及び県教育委員会は、毎年度、第 11 条に規定する基本的施策その他の歯・口腔の健康づくりの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(平 24 条例 46・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成 25 年度  
新潟県の歯・口腔の健康づくり施策の  
実施状況

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部健康対策課

新潟県教育庁保健体育課

電話 025-280-5934

電話 025-280-5622

FAX 025-285-8757

FAX 025-284-9396